

国民健康保険 高額療養費の支給申請 手続きの簡素化を 始めます

これまで高額療養費の支給を受けるには、該当月ごとに申請書と領収書を提出する必要がありました。令和4年8月診療分からは支給簡素化の手続きを行うことで、次回以降は自動で高額療養費を指定口座に振り込みます。

●対象者 世帯主

※申請書に記載する同意事項に同意する必要あり

●申請方法 ◇直接提出◇送付

※高額療養費の該当世帯には、「支給申請について」の案内を送付します。

●必要なもの ◇国民健康保険証

◇振込先の口座情報が分かるもの
◇印鑑◇窓口で申請する場合のみ◇窓口に来る人(世帯主)の身分証明書

※手続き後、令和4年8月診療分以降の高額療養費に該当するものは簡素化の対象となります。ただし、簡素化の手続き前にすでに従来どおりの申請をされているものについては、申請された内容に基づいて支給します(簡素化対象外)。

●支給方法 指定口座へ自動振込

※支給金額や振込日は「支給決定通知」でお知らせします(該当がない場合は、通知はしません)。

※自動振込日は、高額療養費に該当した診療月の4カ月後が目安です(診療内容の審査などで遅れる場合があります)。

●簡素化の停止

次のいずれかに当てはまる場合、簡素化が停止されます。

◇世帯主が変更となった
◇国民健康保険被保険者証の記号番号が変更となった

◇指定した口座に振込ができなかった

◇高額療養費に係る医療費に、交通事故などの第三者行為による受診分が含まれることが確認された
◇申請書の内容に偽りや不正があった

◇世帯主から簡素化の停止申請があった(申請月の翌月支給予定分から停止)

※簡素化が停止されたときは、次回の高額療養費該当月に「支給申請について」の案内が送付されますので、再度申請してください。

●注意事項

◇振込先口座は、1世帯につき、1口座のみ指定ができます。振込先口座の変更には手続きが必要

要です。

◇支給額が500円以上となる場合に簡素化の対象となります。

◇国民健康保険税に滞納がある場合は、それに充当されます。

◇交通事故などの第三者行為、通勤途中または仕事上の負傷、医療費の窓口負担額の未払い、無料低額診療などに該当するときは、別途手続きが必要な場合があります。問い合わせてください。

◇簡素化の手続き後は「支給申請について」の案内は送付されません。

◇後期高齢者医療制度に移行した場合は、改めて後期高齢者医療制度への高額療養費の申請が必要です。

◇審査や所得区分の変更で、高額療養費が過払いになった場合、返還請求をする場合があります。

●従来どおりの申請が必要な場合

次のいずれかに当てはまる場合は、該当月ごとに申請書と領収書を提出する必要があります。

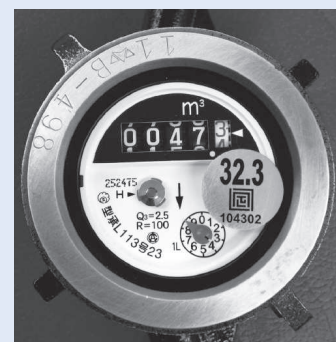
◇令和4年7月診療分までの高額療養費支給申請をする
◇簡素化を希望しない

●申請と問い合わせ先

国保年金課

☎(580)1952

漏水の 早期発見のために



水道の使用水量がいつもより多いと感じたら、まず、水道メーターを確認してください。水道の蛇口を全部閉めた状態でパイロット(銀色の円形のもの)が回っていれば、漏水の疑いがあります。

水洗トイレを使っていないときでも水が出ていたり、家の周りでも湿っていたりするところがありませんか。漏水していないか、普段から水道メーターなどを確認してください。

●問い合わせ先

料金施設課給排水設備担当

☎(580)1928